

監査公表 第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

令和 5 年(2023 年) 1 月 16 日

湖南省監査委員 渡 邊 悦 夫
同 松 原 栄 樹

定 期 監 査 結 果

1. 監査の概要

1) 監査の期間

・令和 4 年 11 月 21 日・22 日

2) 監査対象

・健康福祉部

地域医療推進課、子ども家庭局幼児施設課、子ども家庭局 子ども政策課、福祉政策課、高齢福祉課、健康政策課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、障がい福祉課、保険年金課、下田こども園

・総合政策部

秘書広報課、人事課、地域創生推進課、危機管理・防災課
文化スポーツ課

2. 監査の方法及び着眼点

各所属とも、令和 4 年度（令和 4 年 9 月末現在）における財務事務及び事務事業等について、対象課から監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め関係職員の説明を聴取し、適法性・経済性・効率性・効果性を主眼として実施した。

3. 監査の結果

各所属とも事務事業等の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められる。

全庁的な課題として、時間外勤務が多い職員が存在する。従前より指摘しているが、「イクボス推進のための取組計画」に基づき、職員の健康管理に十分配慮し、業務の見直し・工夫を行い更なる時間外勤務の削減に努められたい。また、公有財産の管理に必要な台帳が作成されていない部署が見受けられる。今後は公有財産の適正な管理を図るためにも台帳を作成されたい。

各課においては、下記のとおり改善点を記述する。

健康福祉部

1) 地域医療推進課

- ・時間外勤務の管理について、職員の健康管理を行う責任があるので、十分気を付けてもらいたい。

2) 幼児施設課

- ・補助金の執行状況について、事業着手日と補助金交付決定日が一致していない事案が見受けられるので、今後は補助団体等への指導を徹底されたい。
- ・時間外勤務の管理について、職員の健康管理を行う責任があるので、十分気を付けてもらいたい。
- ・公有財産の貸付・借受の基礎資料となる台帳が作成されていない。今後は適正な管理を行うためにも台帳を作成されたい。

3) 子ども政策課

- ・公有財産の貸付・借受の基礎資料となる台帳が作成されていない。今後は適正な管理を行うためにも台帳を作成されたい。

4) 福祉政策課

- ・公有財産の貸付について、年度当初に請求し、速やかに入金されるよう事務処理を行われたい。

5) 高齢福祉課

- ・特になし。

【介護保険特別会計】

- ・特になし。

6) 健康政策課

- ・工事執行関係の書類で記入漏れが見受けられる。今後は記入漏れがないよう事務処理を行われたい。

7) 新型コロナウイルスワクチン接種対策室

- ・特になし。

8) 障がい福祉課

- ・公有財産の貸付金について、入金見込みが年度末とのことであるが、今後は速やかに入金されるよう事務処理を行われたい。

9) 保険年金課

- ・特になし

【施設監査：下田こども園】

- ・特になし。

総合政策部

1) 秘書広報課

- ・情報発信ツールの紙媒体及び電子媒体の活用について、より費用対効果が発揮できるように努められたい。

2) 人事課

- ・特になし。

3) 地域創生推進課

- ・時間外勤務の管理について、職員の健康管理を行う責任があるので、十分気を付けてもらいたい。

4) 危機管理・防災課

- ・特になし。

5) 文化スポーツ課

- ・補助金の執行状況について、事業着手日と補助金交付決定日が一致していない事案が見受けられるので、今後は補助団体等への指導を徹底されたい。